

件名	家畜保健衛生所条例及び愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
主管課	畜産課
根拠法令等	家畜保健衛生所法 第1条第2項 地方自治法 第244条の2

【改正の概要】

中予家畜保健衛生所の位置を変更するための所要の改正

○改正箇所

1 家畜保健衛生所条例

別表第1（家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域）の改正

別表第1（第1条関係）

家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域

名称	位置	管轄区域
愛媛県東予家畜保健衛生所	西条市	今治市、新居浜市、西条市、四国中央市及び越智郡
愛媛県中予家畜保健衛生所	東温市	松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡
愛媛県南予家畜保健衛生所	八幡浜市	宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡、西宇和郡、北宇和郡及び南宇和郡

2 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例

別表第2の改正

別表第2（第2条関係）

名称	目的	位置	所轄区域
愛媛県東予家畜保健衛生所	家畜の保健衛生の向上及び伝染病予防並びに畜産に関する技術指導を行う。	西条市	今治市、新居浜市、西条市、四国中央市及び越智郡
愛媛県中予家畜保健衛生所	同	東温市	松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡
愛媛県南予家畜保健衛生所	同	八幡浜市	宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡、西宇和郡、北宇和郡及び南宇和郡

施行日	平成29年4月1日
-----	-----------

【その他参考事項】